

平成 21 年(ワ)第 249 号損害賠償等請求事件

原告 能瀬英太郎

被告 森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会

## 準 備 書 面

(第 3 回)

平成 21 年 9 月 25 日

岡山地方裁判所第 2 民事部 2A1 係 御中

原告 能瀬 英太郎

第一、被告準備書面(2)についての原告の意見

1、原告がこれまで主張してきたことは、ひかり協会は恒久的救済に関する対策案(以下、恒久対策案)に規定されている具体的対策を実行する機関でありながら、十分に役割を果たしていないということである。そのことは書証甲第 20 号、22 号 27 号で証明している。

それにたいするひかり協会からの反論、釈明は一切なくて、被告から 1 回(甲第 21 号証)でなされたのみである。察するにひかり協会は、原告の批判が的中しているために反論を放棄したものと認識していた。ところが被告機関紙「ひかり 460 号」で突然になんの根拠もない憶測で書かれた記事が発表された。この記事は「一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈すると」原告は「以前『森永告発』なる破壊団体に所属し、被告総会や被害者の会の総会を妨害してきた。それが原因で被告から支援者でなく破壊団体であると 1975 年に烙印を押された。それを今日まで恨みに思っ、守る会を混乱させひかり協会の事業を破壊しようと狙っている。そのあらわれが、週刊金曜日の記事や被告の全国総会の会場で榎原氏と共に妨害行動にでたり、被害者やその親たちをそそのかして人権擁護委員会への申立てをしたり、岡山選出の柚木衆議院議員に国会へ質問主意書を出させようとした。これらは、不当で許しがたく、執念深い異常な性格の人間がひかり協会の救済事業を破壊する目

的でやられたもの」と受取れる。

被告は右に要約した記事が「事実で真実」であると述べ、これらの記事は「公共の利益のため、公益を図るため」のものであると主張している。しかし、原告の行為はもっぱら言論でもって救済事業を批判したものであり、原告が行う批判でひかり協会の救済事業が破壊されることはありえないことである。原告はたった一人での言論活動でもって批判をしているのであり、被告側にはひかり協会、加害企業の森永乳業、厚労省が味方として応援している。客観的にその力関係を比較すれば、「ネズミと象」の争いでしかない。被告が本当に原告の批判行為でひかり協会の救済事業が破壊されると思うのであれば、公表されると困るような事情がまだ隠されているにちがいない。

被告提出の準備書面(2)の1、2においてひかり協会の設立からその後の経緯についての記述で「被害者救済のための活動を展開」していることについては、原告も異論はないが、問題は救済が不十分であることである。2の(3)で「被害者救済の運動も、新しい段階を迎え」、「ひかり協会をまもり」「ひかり協会に対する不当な攻撃があれば、これにたいして防御することに向けられることとなった」と唐突に言い放つ。

「ひかり協会を守る」とは被告の規約にもなく、どのような根拠によるものか判断に苦しむ。被告とひかり協会は別組織であり、組織原理も異なっている。「ひかり協会をまもる」ことは、ひかり協会から依頼されたのか、それとも被告が勝手に判断して守るのか、勝手に「攻撃」と判断して「まもる」のなら内政干渉となりかねない。被告が守るべきは名前にある「被害者を守る」ことではないのであろうか。

以下(3)での被告の主張は「ひかり協会の行う事業に一貫して協力してきた」また「ひかり協会が、被害者救済という高度の公共目的を実現できるように、事業の推進役を果たしている」「三者会談」に年四回出席している等の理由をあげて、これらを公共性と公益性の証しとしている。

これは端的にいうと「金魚のフンが、自分は金魚にくっついているから魚だ」と

言っているに等しい。ひかり協会の寄附行為(目的)第3条では「この法人は森永ミルク中毒に起因する被害の救済のための事業及びこれに関連する調査、研究その他の事業を行い、被害者等の福祉の増進を図り、もって公衆衛生及び社会福祉の向上に資することを目的とする」とある。被告が公共性、公益性と主張することは、すべてひかり協会が行う事業に協力することを理由にしているのである。

本件で問題になっている事実は、被告機関紙「ひかり 460号」に掲載した記事に公共性、公益性があるか否かであり、被告は問題の所在を曲解しているとしかおもえない。

被告はひかり協会の救済事業を全面的に承認して、まるで下請機関のごとく唯唯諾諾と受け入れているとしても、それが全被害者の利益を代弁しているとはいえない。準備書面(2)の1、(3)で「6,000名が救済に当たるひかり協会の援助を期待している」(準備書面(1)の3頁では「6,000名がひかり協会との常時連絡を希望しており、この人達がひかり協会の日常的な救済対象者となっている。」とあった。)いってみれば、被告会員はそのうち約3分の1にしかすぎないのである。残りの被害者の意見までは代弁していないことは確かである。

被告機関紙「ひかり」について準備書面(2)の4では「公益目的で活動する被告が、公益目的を実現するために発行している」と述べているが、真に公益目的を実現しようとするなら、原告の「救済事業の後退」との主張を機関紙「ひかり」で取り上げ、被告の意見と比較して「救済事業が後退していない」ことを証明する必要がある。そのような作業を一切放棄して、被害者の目から原告の主張を隠蔽することで「組織内の意思統一を図る」のであれば、それは民主的運営とはいえない。

また4の(5)の①「第1号に示す発刊の願い」では「発刊のことば」を引用しているが、これは被告の設立者である岡崎哲夫氏の文章である。岡崎氏は設立から25年間事務局長として守る会を牽引してきた。その間には社会から孤立した14年間の苦難な時期を乗り越え、ひかり協会の設立にも尽力して救済の基礎を作った第一番の功労者である。しかし1986年には岡崎氏から被告会員としての資格を剥奪す

る除名処分にしたのである。

(5)の③では「被告の組織を守り、救済事業を実現するために、その実現を阻もうとする勢力には、厳しい批判を加えてきた」と述べ、さらに「全国単一組織を揺るがすような動きや、組織を弱体化させようとする行為に対しては、厳しく批判してきた」という。岡崎氏がそのようなことをするわけではない。なにしろ自分たちが作った組織をわざわざ弱体化させる理由がないのに、除名処分にしたのであり、その岡崎氏が作成した文章は厚かましく利用し、被告が作成したような顔をしているのである。除名するほどの思想上の相違があれば、書く文章も同じとは思えないが、25年間に岡崎氏が作成した大半の文章をいまでも利用してはばからない。

「原告にも、言論の自由があるから、普通の正常な批判提言を社会的に常識的な方法を用いて表現し、建設的な評論を行うことは、自由であろう。」と5.(1)では言い、「正当性を欠く内容や手段を用いて」いるとしているのが以下に列挙された(2)、(3)、(4)である。

それでは被告が会員に「言論の自由」をみとめているか、外部からの批判を許容しているかといえば、はなはだ疑わしい。岡崎氏を除名処分にした際も「守る会規約」第8章第29条2では「処分の訴追をうけた会員は全国委員会又は全国総会において弁明することができる」とあるが、実行はされなかった(甲第28号証)。さらに「ひかり460号」にも登場する榎原氏も全国総会での発言を許されなかった。(甲第29号証56頁)

2、どのような批判が「普通の正常な批判提言」で「常識的な方法」なのかの基準は、被告が「気に入るか、気に入らないか」で選別されるのである。

『森永ヒ素ミルク中毒事件50年目の課題』という研究論文が発表されたのは2005年11月のことだった。著者は中島貴子氏(独立科学技術振興機構社会技術研究開発センター非常勤研究員)である(甲第30号証)。これは「普通の正常な」これ以上「常識的な方法」はないくらい、真面目な学者の探究心あふれる論文であるが、これに対しても被告は「横やり」をいれたのである。その理由は原告の主張を引用してい

ることと、岡山、広島両弁護士会の人権擁護委員会へ申立をした事実を記載したことが気に入らなかったということである(甲第31号証)。

被告は中島氏の論文に「横やり」を入れるだけでは納まらなくて、中島氏が所属する独立行政法人科学技術振興機構社会技術研究開発センター長の市川惇信氏に要請文を送付したのである(甲第32号証)。その中で「当会は研究者の自由な研究活動を拘束するつもりは毛頭ありません」と述べつつ、介入をしているのである。これにたいして、市川氏は「学術論文誌という公開の場において議論をして頂くことがもっとも適正な方法であると考えます」(甲第33号証)という回答を送ったが、それに対して被告はその後沈黙したままである。

中島氏の論文中に原告の主張を引用して不都合なことがあれば、公開の場に出て堂々と反論すればいいのであり、できれば書いた本人である原告も出席させて衆人環視のなかで議論をたたかわせばいいとおもうが、被告はそれをやらないのである。被告のいう「正常な批判提言」と「建設的な評論」とは、余人をもってはかりかねる意味をもっているとしかいいようがない。

研究論文に介入するくらいだから、商業新聞に文句をいうくらいは簡単なことである。地方紙などであれば「不買運動をしてやる」と少々高飛車にできれば、あっさりと引き下がると思っているようだ。2005年5月に事件発生から50年目ということもあり、某新聞にヒ素ミルク事件の記事が掲載された。この内容が気に入らないとあって、書いた記者が被告大阪事務所へ呼び出され、2時間にわたって問い詰められたことがあった。記者が原告に話した内容によれば「2時間にわたる糾弾でした。あなたのコメントを出していることが気に入らないようでした」とその激しさと異常さに閉口したそうだ。被告の主張をいれた記事を書く約束をさせられ、次の月の同じ日にスペースも同じくらいの記事が掲載された。(甲第47号証)

弁護士会人権擁護委員会への申立てや公害調停、国会への質問主意書の提出などをすることが「正当性を欠く内容や手段」にあたると、被告は本心から認識しているのだろうか。各県弁護士会のホームページをみれば、困ったことがあれば人権擁

護委員会へ申立てをするようにという案内がある。人権擁護委員会の機能を説明した記述のなかには、「法律の範囲内での解決ではあるが、手軽で早く結論がでる」とあったのを見て被害者の親たちは決心したのだ。原告の準備書面(第1回)の第一の9で説明したように、山田氏はひかり協会へ休日の際に指導員の派遣を要請したが、その回答を得るのに4年半もかかった。それらの経験から被害者の親たちが考えたのが人権擁護委員会への申立てであった。原告は申立書の作成を依頼されて書いたまでであって「原告の誤った主張を申立理由にして」とは、なにを根拠にしてそのようなことが言えるのか理解できない。原告には人権擁護委員会へ申立をする理由などは、なにもない。

一般の庶民にとっては、普通に生活していれば弁護士に依頼するような機会にであうことはほとんどない。弁護士に依頼するとなると、真っ先に心配になるのが「弁護士費用」であり、相談したくても二の足を踏んでしまうのが実情である。被害者の親たちは救済事業によほど熱心でもない限り、重症被害者の「生活手当」などがどのような根拠で支給されているのか忘れてしまっている。ひかり協会に楯突くと生活手当の支給などに支障きたすのではないかと、びくびくしている。それらの心配をなくし、日頃救済について納得できないことがあれば、人権擁護委員会への申立てを勧めることが、「正当性を欠く」手段だというのは、どのような根拠によるものであるか示してもらいたいものである。

公害調停について、電話で問い合わせたことは原告も否定はしない。しかし森永ヒ素ミルク中毒事件は「公害調停という公害にはあたらない」との回答をえたのでそのままで終わった。「手続きに提訴」とはどういうことを意味するのであろうか、「公の手続きを利用する」ことが「問題を紛糾させ」ることになるのであれば、すべての「公の手続きを利用」する人たちはみな「問題を紛糾させ」るためにしていることになる。この理論をもってすれば「生活保護の申請」も「問題を紛糾」させることになるし、本件の提訴も「問題を紛糾」させるためにしていることになり、それらは「公の手続き」をすることを否定することになる。

被告の規約によれば、第2条で「一切の公害に反対し」とあり、第3条の(4)でも「公害に反対する民主的諸団体と協同し」とあるが、公害調停も公害の被害から回復するための制度であることを考えれば、規約との整合性をどのように釈明するのでしょうか。

被告は、1973年森永乳業に対して損害賠償を求める民事訴訟を提起したが、その時の弁護団長だった中坊公平氏は「豊島産廃問題」の解決をはかるために、公害調停を求めて中心的に活躍した。これも被告の論理からすれば「問題を紛糾させ、問題を大きくして自己宣伝に利用した」のであろうか。

原告は公害調停について岡山県の担当部局に問合せただけで、その結果適用外の事件であるとの回答を得た。このようなことを尋ねることすら許されない「不当な行動」ということであろうか。もし公害調停に取り上げてもらうことになったのなら、原告の名前をひかり協会に通告しても、それはそれで名分は立つが、単なる「問合せ」についてまで相手の当事者に通報するのは、公務員としての「守秘義務」違反ではないかと思う。岡山県の公害調停を担当する部局から情報が「筒抜け」になるのなら、公害企業の社員が「内部告発」を思い立っても、役人が企業のスパイまでするのであれば危険この上ない話である。

3、次に被告の主張する「不当な行動」の三番目である「質問主意書」について経緯を説明したい。原告がこれまで被告に注意を喚起したように、事実問題については調査の上で正確に記述するように要求する。

岡山市議会議員羽場頼三郎氏に森永ヒ素ミルク中毒事件のことについて話したのは、07年4月の統一地方選挙の約半年くらい前のことだと記憶している。羽場氏は出身中学が原告の妻と同じ岡山県北の中学校だということで、選挙での支持を依頼されたのは十数年前からのことである。

羽場氏の事務所で雑談しているおりに、たまたま森永ヒ素ミルク中毒事件に話がおよび救済がうまく機能していないことを話した。当時衆議院議員の鈴木宗男氏が外務省へ質問主意書を提出して話題になっていたころのことである。ひかり協会の

救済事業については、厚労省にも責任があるが現在の状況についての認識を知りたいが、その方法がないと原告は羽場氏に話した。羽場氏は資料を読んでだれかに頼んでもいいと伝えてくれた。羽場氏の出身大学(早稲田大学)の同級生には現役の衆議員議員が二人ほどいるとのことであった。数日後に原告は参考資料として『森永ヒ素ミルク中毒事件発生から50年 被害者救済事業の実施状況』と拙著『紙のいしぶみ』が掲載されている「週刊金曜日」の二冊を届けた。以後約半年たっても羽場氏からはなんの連絡もなかった。

統一地方選挙も後半戦になり岡山市議会議員選挙の公示があつて間なしに、羽場氏の事務所から選挙連絡用の郵便が届いた。友人知人に候補者としての羽場氏を推薦するための、はがきの必要枚数を知らせて欲しい旨のことが書いてあつた。原告は「今度の市議会議員選挙では羽場氏を支持しないので、はがきは不要であると事務所へ電話で通知した。「約半年前をお願いした要件について、なんの連絡もなくそのような不誠実な人を推薦できない」ことを理由として挙げた。すると翌日、思いがけず、面識もない柚木衆議院議員から電話があつた。原告は不在であつたが妻が話を聞き、原告は内容をたしかめるために柚木事務所へ電話をした。電話にでたのは秘書の戸次氏であつた。

戸次氏が言うには「質問主意書をだすことにしている」というので、そのことは原告にとっては初耳なものであり、どのような内容のものをだすのか「依頼人からなにも聞かずにだされても困る」と答えた。質問主意書ができればその内容を是非みせてほしい、と戸次氏に頼み電話を切った。その日か翌日に羽場氏からも電話があり「実は柚木氏は自分の友達の息子さんで、彼にあなたから預かっていた資料は全部渡して頼んである。連絡が遅くなってすまない」という趣旨の内容であつた。

原告はそのような事情を知らなかつたので、あらためて失礼な電話をしたことを謝罪する文書を07年3月15日にfaxで送った(甲第34号証)。また市議会議員選挙で羽場氏は当選したのでそのお祝いのかねて、これまでの経過をfaxで報告したのである(甲第35号証)。暫くして柚木道義衆議院議員秘書戸次氏から電話があつた。



内容は「過去にひかり協会の救済事業を評価するような国会質問をしているので、質問主意書はだせない」ということであった。そこで原告は「それではその質問内容をしりたいので、記録を見せてほしい」と頼み、戸次氏からは 07 年 6 月 21 日付けで「官報」掲載の「第百六十一回国会参議院会議録第五号(その一)」と「第百六十四回国会参議院予算委員会会議録第十六号」(甲第 36 号証)が送られてきた。

戸次氏にお礼をかねて、お願いをする意味で原告は 07 年 6 月 23 日付けで手紙をだした(甲第 37 号証)。その返事として 7 月 20 日付けの戸次氏からの手紙(甲第 38 号証)をうけとり、質問主意書を出す意思がはじめからなかったことがわかった。

以上、正確な事実経過を書証で以て証明してきたので、被告の(4)質問趣意書で述べている「岡山県内を選挙区とする国会議員に対し、言葉巧みにもちかけたのであろうか、事情を知らない国会議員は、問題についてまったく誤解をして、質問趣意書を提出することに応じることにした」という記述は事実無根のことである。また「秘書氏が、原告のことを被害者の親と認識していたことが判明した。」とあるが、それが本当ならこの秘書氏の国語読解能力はおぼつかないものだ。羽場氏から受取った資料を読んだのであれば、「被害者の親」の立場から書いたものかどうかはすぐに分かるはずである。それとも資料も読まずに羽場氏の選挙対策だけで、「質問主意書をだすことにしている」とウソをいったのであろうか。

どのような内容の質問主意書を提出するかも分からないで、「長い間、営々として進めてきた救済事業を、政治を介入させて、根本から動揺させようとするものであり、三者会談確認書に基づく、行政による被害者救済への協力を切崩そうとするものである」と判断できるのであろうか。被告やひかり協会、厚労省、加害企業森永の四者が救済事業を自信をもって進めているのであれば、質問主意書の提出による回答で、救済内容が公表されれば正当性が証明されることになり、むしろ歓迎すべきことではないだろうか。質問主意書に対する回答は権威があるものであり、それで被告の主張が補強されれば、いままで救済事業を批判してきた原告その他の者たちの批判が「的外れ」であることが証明されことにもなる。被告が自慢する「三

者会談方式」の評価がますますたかくなり、そのような事態になれば原告もこれまでの批判の間違いを謝罪することに躊躇はしないつもりである。

質問主意書の提出をあわてふためいて阻止しようとするのは、公表されては困るような事柄が存在するからではないだろうか。外部からの救済事業批判に必要以上に神経を尖らせ、また内部からの批判や疑問にもまともに応じようとしない被告、ひかり協会の姿勢には、そう疑わざるを得ないものがある。

準備書面(2)の6.(1)で「原告の意図する運動を拡大していこうとした」と弁護士会への申立てについて述べているが、そもそも「原告の意図する運動」とはなにをさしているのかとおもったら被告のいう「反ひかり協会運動」ではなく、それとは別ものが存在するらしい。原告自身がしらない「運動」が被告の頭の中で勝手につくられ、その「運動」へ被害者の親を誘いこんでいるという構図を描いている。

それほど被害者の親を無能力視する被告には、親たちの気持ちを理解することは無理なようである。親には救済事業を批判する能力などなく、批判しているのはすべて原告に「そそのかされて」やっている、としか受け取れないのであろう。それで被害者救済が成功しているかのように宣伝しているのは、あまりにも実態を正確に把握していないことである。例えば、ひかり協会の支給する1級の生活手当が2級より約2万円も低い、このことを疑問に思わない救済機関に、1級の被害者をもつ親がなにも感じないであろうか。すべて原告の「そそのかし」で動いているとしか思わないとしたら、救済事業失格である。そのような実情は、重症者を持つ親から指摘されて外部の者にもはじめて分かることで、原告もそれで目を開かされたものである。

原告は親たちに(被告の言葉を借りれば)、「そそのかされて」批判文を「週刊金曜日」に発表したのである。それ以後も重症被害者の親に「そそのかされ」つづけているが、被告は本当のことは知りたくないのである。現実に対して目を塞ぎ、事実を逆転させて責任を他に転嫁することで、自己の責任から逃れようとしている。

公的に認められた弁護士会の人権擁護委員会への申立て、国会への質問主意書の

提出を間接的に頼んだこと、それに単に問合せただけの公害調停など正当な手段を取ろうしたことをすべて「正常な手段ではない方法」、「常識的穏当ではなく」、「強引なやり方」と、原告を非難してはばからない。

それらのことに対抗するために本件の「ひかり 460 号」の記事を書く必要があったと強弁している。社会から認められた正常な手段を使って行動した原告に対抗するために、「原告の社会的評価を低下させる記事を」機関紙に掲載した行為は異常であり、それを正当化する被告の主張は許されるものではない。被告とひかり協会に対する批判は寸毫も容赦せず、そのためにはどのような対抗手段も許されるとする思い上がった考えこそ、社会から指弾されるべきものである。

## 第二、被告準備書面(3)に対する原告の反論

### 1、(参考までに)煽動について

煽動には「する人」と「される人」があり、「する人」が具体的な行動で「される人」に働きかけ、それによって「される人」が「する人」の思惑通りに動くことで目的を達成する。これを原告と榎原氏にあてはめると、原告がある目的のために具体的に榎原氏に働きかけた内容を証明しなくてはならない。問題となる要件は原告が「Aどんな目的をもって」、「B具体的にどのような働きかけ」をして「C本来持っていた思想」が「Dその後に変化した姿」の合理的な説明が必要である。

被告の説明では、原告の目的は「森永告発」を「支援者でなく妨害者」と決定した守る会に恨みを募らせ」た結果「ひかり協会事業を破壊しよう」としたと主張する。原告は、原告準備書面(第1回)の8ページ以下でそれがいかに的外れのものかを説明し、書証甲第6号証から第16号証までの証拠によって証明した。

その他に付け加える必要はないかもしれないが、原告は1987年に持っていた関係資料をほとんど岡山県立図書館郷土資料室へ寄贈した。(甲第39号証)更にその他の資料として所持していた、約百冊の朝日新聞縮刷版を岡山市立芳明小学校へ寄贈した。森永ヒ素ミルク事件を著述するうえで必要とするこれらの資料を手放したことは、ある意味でこの事件に対する関心の放棄である。また、もし恨みを持続して

いたなら、『森永砒素ミルク闘争20年史』を編集してから、『紙のいしぶみ』を著述するまで、沈黙を続けているはずがない。

「森永告発」を「支援者でなく妨害者」との決定を声明文として執筆したのは、当時の事務局長岡崎氏であり、本当に恨みを持っていたのなら彼を追悼する意味で執筆した『紙のいしぶみ』を原告は書かないであろう。その上被告が被煽動者として例示する人たちは、三名ともすべて高齢に達した被害者の親である。そのような人たちを説得して行動に立ちあがらせるような、手間のかかることをなぜするだろうか。本当に「救済事業を破壊する」のが目的ならば、三人よりもっと若い元「森永告発」の会員に声をかけ、それらの人を糾合したほうがより効率的である。それをあえてせず原告が単独で榎原氏らと接触したのは、救済の実情を社会に知らしめるためだけである。

被告に求められるのは、原告から榎原氏への「B具体的な働きかけ」と、それによって「C榎原氏の本来の主張」が煽動の結果「Dその後どのように変化」してきたか、その因果関係を明確にすることである。

被告が準備書面(3)で述べるように、いままで面識がなかった原告に「榎原を引っ張り、煽りたてて、自分の考え方による運動の発展の為に」(5ページ)使われることを榎原氏が簡単にうけいれる人であることも必要になってくる。そのようなことを「よし」とする人かどうかを判断する一素材として、これまで救済事業関係以外の榎原氏の行動を簡単に記述する。

榎原氏が看板屋に弟子入りしたのは21歳のときで、5年間の修行ののち26歳で独立して自分の店をもった。その年長女の鈴子さんが誕生し、森永ミルクをのませていたが、ヒ素ミルクによる中毒症状は見られなかった。鈴子さんが14歳の時に「丸山報告」が発表された。その頃、鈴子さんは高校入学に備えて受験勉強に励んでいたが、精神障害が現れはじめたため高校進学を断念した。それが森永ヒ素ミルクによる後遺症とわかり、榎原氏は被告の会に入り運動に加わることになった。

榎原氏は森永との交渉進展がはかばかしくないので、森永の補償だけを頼りにし

ていたのでは娘を救えないと判断して仕事に熱中した。その頃、主としてやっていた仕事は、工業地帯の煙突の塗装と会社名の記入であった。煙突の高さは百mから三百mもあって、この危険な仕事を手掛ける者は他になく、榎原氏の独壇場であった。命綱一本で高い煙突に上がるのは命がけの作業で、大阪から下関にいたる工場煙突のほとんどが榎原氏の手にかかった。この危険な仕事を敢えて選んだのは、娘の未来に不安をきたさないほどの財産を残してやることが、自分に課せられた責任だと感じたからに他ならない。

「丸山報告」が出た頃のことであったが、もっと仕事を広げたいと考えて、一つのアイデアを思いついた。日本もマイカー時代に入ったが、四国と本州を結んでいるのは船で、自動車はフェリーを利用しなければ瀬戸内海を渡れなかった。本州四国間を運行するフェリー会社は乱立していて、国道わきなどには各社を宣伝する看板がそこそこに建てられていたが運行時間表はなかった。

そこで榎原氏が思いついたのは、トラックや乗用車がよく利用するドライブインなどに、フェリーの運行時間表とその会社のフェリーが海上を航行する航空写真をセットにした看板を設置する案であった。まず一番初めに声をかけたのは、「宇高国道フェリー会社」であった。

高松の本社に出向き、自分が撮影を依頼して作ったフェリーの航空写真をみせて、このアイデアを売り込んだ。すでに四国中のドライブインには看板設置の仮契約を交わしていることも話した。担当者は「大変良い計画」だといってほめてくれた。

「すぐに実行したいが、今年の予算はすでに決まっているので、来年にしたい」といって断られた。榎原氏は同業他社にはこの計画を口外せぬようにたのんで、そこを辞した。ところが翌年になるとこのアイデアとそっくり同じものを、宇高国道フェリーが他社に作らせていたのだ。さっそく同社に抗議したが言い逃ればかりして、ラチがあかなかった。

このままでは腹の虫がおさまらないので、対抗措置を考えた。宇高国道フェリーを宣伝する看板に、「政府指定宇高国道フェリー」と書いていることに目をつけた。

本当に「政府指定」なのかどうか調査してみると、それは真っ赤なウソであった。すぐに公正取引委員会へ連絡すると、広島所長がやってきた。その後宇高国道フェリー会社には改善命令がだされた。榎原氏に面会した所長は「よくぞ教えてくださいました。表彰制度があれば表彰したいが、それが残念だ」と感謝の気持ちを述べてくれた。

同社はそれだけではなく他社に比べて優遇されていたので、そのことも話した。他社はトラックだけしか乗船させることができないのに、宇高国道フェリーだけが乗用車も運ぶことができる認可をうけていた。そのことを知らせると、暫くして他社も同じように認可された。「政府指定」という不当表示で儲けた利益を利用者に還元するようにと、榎原氏は会社にせまったが、その間の利用者が特定できないとのことで許してほしいといわれた。榎原氏と会社の仲にはいった同社役員の県会議員が、「あんた一人で大きな会社を相手に闘い、素手で張り倒したのだからもう気がすんだだろう」といわれたので矛をおさめた。

その後榎原氏は、倉敷駅前の「倉敷土地不動産ビル」に電光ニュース・サインを設置し、運営会社「中国コンピュータ・サイン(株)」を設立した。この事業は県下で2番目に設置された電光ニュース・サインだった。朝7時から夜10時半まで電光ニュースを流して、その合間にコマーシャルを挟んで広告収入を得る仕組みであった。そのコマーシャルを削ってまで榎原氏は、世の中の我慢がならない出来事にたいする批判を繰り返した。そのなかには「チボリ公園に対する岡山県からの公費投入」があり「世の不景気をしり目に上昇を続ける公務員給与」があった。

岡山自動車道は、山陽自動車道と中国自動車道を結ぶ高速道路として1997年3月に完成した。その1年前のことであるが、建設中のこの道路の安全性を揺るがすような新聞記事を榎原氏は目にした。この高速道路の下を断層が走っているという報道だった。場所は岡山県総社市見延にある「見延高架橋」の下で、「日本一高い高架橋」といわれていた。この記事を早速電光ニュースの間に入れて「日本一危険な高架橋」として批判を繰り返した。同時に周辺市町村の首長にあてて、危険性を注

意する手紙を送り、橋近辺の住民にはピラを作って配った。

岡山県二区選出の橋本竜太郎氏が首相で、建設大臣は亀井静香氏の時のことであつた。ほどなくして建設省の関係者が四人ほど榎原氏宅を訪れた。要件は電光ニュースのことで、「あれを止めてもらえないか」というものだった。榎原氏は止める条件として「安全性を保障する」文書の提出を求めた。建設省関係者はそれには応じられないというので、話し合いは物別れに終わった。「見延高架橋」はそれまで片側一本しか完成していなかったが、もう一本は予定を早めて作られた。3月15日の完成祝賀会に亀井大臣は出席しなかったようだが、それは榎原氏の危険性の指摘があつたからかどうかは定かではない。

榎原氏の二女安子さんが理事長をつとめる「コウチ作業所」は、2001年に発足した自立をめざす精神障害者の通所施設である。2006年にはNPO法人の認可を受けて、常時20人から30人が通って軽作業をしながら社会復帰を目指している。仕事は三菱自動車の下請企業倉敷ゴムからもらっているが、簡単な手作業である。この事業所の設立を勧めたのは父親の榎原氏であり、費用の半分を負担した。森永ヒ素ミルク中毒被害者鈴子さんのことが念頭にあつたからのことで、ここに通う障害者も他人とは思えないのだ。毎月の経営は赤字かとんとんで、けっしてらくではないそうだ。

これらのことから見えてくる榎原氏という人間は、被告があえて歪曲して悪意をもって描いている人間像とはだいぶ異なっている。被告は原告が上げた煽動の条件とした「B」と「C」の具体的な説明を欠いている。

## 2、(以下被告の準備書面の番号にそつて記述する)

被告が「抽象的に要約」したことが中傷だというなら、A恒久対策案が空洞化されてないこと、B加害企業と強調路線に切り替えてないこと、C役員が加害企業に手玉にとられていないという趣旨の反論をすべきだが一度もしていない。ということは、原告の批判を認めたことになり、それは中傷とはいえない。

(3)榎原氏に働きかけも煽動もしていないので、被告は原告がした働きかけの内容

を示すべきである。

1) 原告は恒久対策案の完全実施を求める会の構成員であったことはない。公開質問状を榎原氏にもとめられて、文章の誤字脱字などの誤りをなおし、文法的な間違いなどをただしたことはあるが、それは煽動とは関係ない。ひかり協会の救済内容が恒久対策案と比較して後退していることは、原告が初めて指摘したわけではなく、すでに何人もの会員が指摘してきたことである。(甲第40号証)

2) 原告が準備書面に書いたことは認めるが、それが「批判攻撃を吹き込む原告と、吹き込まれる榎原の関係」になるとはいえない。それは前述した通りであり、単なる「榎原氏が書いた文章を整える」こと以外のものではない。

原告が岡山県統計課から送ってもらった平均賃金の統計と、岡山市国民年金課から送ってもらった数字をホームページ上で紹介したことはみとめる。しかし事実を紹介することが「攻撃」になるという、被告の主張こそ不可解というほかない。被告は、生活手当の基準とした勤労者の平均賃金の出典を、明らかにするよういくら求められても明らかにしない。榎原氏が低水準だと批判することが、原告と同じ論法だと被告はのべるが、このような論法は合理的批判においては共通することである。黙殺して基準の数字の出典も明らかにすることができず、抽象的批判しかできない被告こそ、異常といわなければならない。

3) 被告の京都本部がホームページを開設していることはみとめる。ただしこれは被告が独自に開設したものではない。共産党京都府議会議員かみね史朗氏のホームページの一部としてあるにすぎない。これをみると被告京都本部はかみね氏の政治活動の一部と化しているのではないかと疑わざるをえない。(甲第41号証)

被告は原告と榎原氏が同じ慣用句を用いていることを理由に、「原告にしたがうにいたっている」というが、日本人であれば同じ表現をもちいることは、共産党員も自民党員も同じであることは常識である。だからといって前者が後者にしたがっているとは多くの人は思わないだろう。

4) 原告が上記ホームページに多くの投稿をしたことは認める。しかし榎原氏を



ひきつけたかどうかを他人が判断することはできない。また原告の投稿が榎原氏を応援する目的ではなく、事実を表明しているだけである。人権擁護委員会への申立をするを勧める文章を原告が書いたことは認める。榎原氏はひかり協会が救済に対する不満に真摯に対応しないことへの打開策として、人権擁護委員会への申立を思いついた。その文章を原告に依頼してきたので、それに応じたまでのことで榎原氏が原告の考えにしたがったことはなく、まして煽動などしたことはない。被告がそれらのことをどう歪曲して解釈しようとする勝手であるが、「申立をする運動を企画し、榎原を引っ張り、煽り立てて、自分の考え方による運動の発展の為」というなら、それらの証拠をしめすべきであり、原告にはそのような考えはまったくない。

(4)重症被害者への給付が少ないということは、原告が教えなくてもひかり協会から送られてくる「ひかり手当受給者殿・介護料受給者殿」(甲第42号証)と記された文書をみれば小学生にも分かることだ。それを公務員給与相当額と規定された恒久対策案と比べるだけで、「論理的根拠など教え」する必要などなく、両者の差は一目了然である。実際にその通知書を受け取っている榎原氏に原告は教えられこそすれ、こちらが教え込ませる必要がどこにあるだろうか。「闘いの相手方についての指導をしている」というなら、それを具体的に示してもらいたい。その証拠がないかぎり、被告の憶測による妄想としかいいようがない。

3、(2)原告は妨害活動を行ったことはない。被告岡山県本部の決定は規約違反である。

2)原告が「神戸市の会場前まで行ったことは認めるが、それは取材のためであり、そのほか神戸に行く目的がないとはどのような根拠によるものか。原告が妨害したというなら、そのことを証拠でもって示されたい。

3)人権擁護委員会への申立、岡山県公害調停への問合せについては、本稿第一の2で説明したとおりである。国会での質問主意書については第一の3で説明したとおりであり、それに尽きている。原告は妨害行為を「自ら認めて」はいない。

4)榎原氏の文意は「抗議行動をしたこと」があったにもかかわらず、「無事終了し

た」と書いていることが「ウソ」だと言っているのであって、それをどうして妨害行動をしたことを認めたことになるのであろうか。被告の国語読解能力は果たして正常なものかどうか疑わざるをえない。

5)原告は榎原氏と共に横断幕を張ったことはない。

6)被告の会員には憲法で定められた「表現の自由」は存在しないのであろうか。書かれた文字が虚偽であるならともかく、事実を述べたものであれば、それを覆すための反論がなされるべきである。静かに抗議するのは非難されるべきことではなく、例え被告の考えと違う異論を会員が持とうとも、民主主義社会では当然許容されなければならない。その範囲内での思想表明であっても許されないとしたら、被告の会は憲法違反の会と言わざるを得ない。表現の自由を行使する榎原氏の行動は合法的なものであり、被告役員がそれを妨害する権限はないはずである。

4、原告は榎原氏が開設したホームページに、書き込みをしたことはみとめるがそれは誹謗中傷ではなく批判行為である。

(1)恒久対策案を実施するのはひかり協会であり、被告ではない。ひかり協会を批判したことと、被告を批判したことを同一に論じることは許されない。被告とひかり協会は別組織であり、ひかり協会を批判したことを理由に原告を誹謗中傷する記事を掲載することには正当性がない。

(2)の 1)から 6)までの書き込みをしたことは認める。

(3)1)については、ひかり協会についての記述であり、答える義務はない。あえていうとしたら、広島弁護士会人権擁護委員の一人である今枝仁弁護士に 2004 年 2 月 23 日に電話で問い合わせた結果「ひかり協会が会ってくれない」という返事を得た。それで調査がなかなか進まない、といわれたことを書いたのである。

申立の決定は 2005 年 3 月 2 日にだされた。(甲第 43 号証)しかしその後も調査は続行された。

2)これはひかり協会に関することである。原告が提出した「甲第 29 号証」において詳述したとおりであり、52 頁の第 4 表にあるとおりの実施状況である。

3)は総合的な判断として述べたままであり、「実行率1割」でないのなら、具体的に数字を上げて反論すべきであり、「実行率1割」を別の表現をすれば「箸にも棒にもかからない」ともいうことができる。そのような救済状況を自画自賛していることにたいする評言を「後世の笑いもの」になると形容したまでである。

4)被告のホームページは全国本部のほくない。京都府本部にはあるが、これは甲第41号証で明らかのように、共産党の府会議員であるかみね史朗氏のホームページの片隅にある。この主体は共産党かみね史朗氏であり、見る者をして守る会京都本部はかみね氏の影響下にあると思われる。また甲第28号証で岡崎哲夫氏の記述によると彼のいう「特定政党」が共産党であることを指していることは明白である。また最重症者である生活手当1級の被害者への年金支給額が、ひかり協会職員の給与に比べて約一割であることを考えれば、これこそ「弱い者いじめ」である。

異論の持ち主である榎原氏への総会での対応は「異論封じ」であり、主催者である被告の描いたシナリオ通りに進行した総会であれば、世の中では「シャンシャンお手打ち」と表現するのである。

5)批判が怖くないなら、ホームページをつくれればいいのである。そこに掲示板を設けて批判を受けるべきである。原告が書きこみをしてから現在までホームページはつくられていない。そのことから批判をおそれていることを証明している。

6)以上被告が列挙したことが誹謗中傷といわれるべき理由はない。

5、(1)1)はこれまで榎原氏に関して原告が記述したことで、被告の主張がいかに事実を歪曲しているかはっきりしたものと思う。

2)横田忠雄氏から榎原氏に会いたいという連絡があり、横田氏宅近くの喫茶店へ原告も同道して話を聞いた。横田氏は会うとすぐに、鞆の中から書類を取り出して原告に見せた。それは娘の和美さんの書いた手記だった。書いてから何度も書き直したあとがあった。横田氏は「これを週刊誌に送って掲載してもらおうと思う」というのだった。文中には、和美さんがひかり協会から受けた差別的な言辞が詳しく書いてあった。横田氏はひかり協会から受けた仕打ちが許せないような口吻で、こ

れまでの経過をあれこれ話した。榎原氏が人権擁護委員会へ申立てをするべく準備している旨はなすと、是非じぶんも加わりたいといった。榎原氏が自分は長い文章を書くのが下手だから、原告に代筆してもらおうのだという横田氏も代筆を頼みたいといった。

後日原告は横田氏宅を訪問して聞き取りをして、和美さんの手記の誤字脱字などを直して添付文書とした(甲第44号証)。しかし、原告から申立てを勧誘したことはない。

3) 広島弁護士会人権擁護委員会へ2003年7月10日に申立てをおこなった。

(2)1) 榎原氏がした「空洞化だと」との批判については原告とは関係のないことで、「原告に会って影響下に入った」ということは当たらない。榎原氏と原告をひきあわせたのは被告相談役の木村美佐雄氏で、初対面のときは主に木村氏と榎原氏が話をして、原告は聞き役であった。榎原氏はその時から被告発行の『守る会運動の歴史から「三者会談方式」を学ぶ』に付箋をつけて相当研究していた様子であった。だから木村氏が原告に榎原氏のことを「よく調べていて、僕らより過激な人」(原告準備書面第1回16頁)と紹介したのである。「関心もなく、発言もなかった」とする根拠はうたがわしい。その時木村氏は三者会談に出席した経験を披露して「私が三者会談に出席することをどこから聞いたんですかねえ、事前に知った森永の岡山駐在員が東京へ出発する数日前に私の家にやってきたんですよ。それで岡山、東京間の往復航空券をくれたんです。それは私だけではないとおもいますよ、出席者全員にそうしたとおもいますよ」と自慢げに話していたことを覚えている。

2) 榎原氏がいかにも無能力な人間として原告の言いなりになるように書くことは、被告が自分の反論の筋書きを組み立てる上で必要なことだとしても、それは事実を歪曲するものである。

3) 「恒久対策案の完全実施を求める会」を榎原氏が名乗ったのは承知している。それは当時の岡山県本部委員長である真野勉氏と、榎原氏が榎原氏宅で面談しているのを原告は直接見たからである。その折のことであるが、前記名前は「分派活動

になるので、「会」はやめて他の名前に変えて欲しいと真野氏は言っていた。それでは「有志」にすればいいかと榎原氏がきくと「それならいい」と真野氏が答えたのを原告は目撃している。

4)「救済事業の空洞化」「対策案の骨抜き」「職員の高額給与」これらの事実は以前から言われていたことで、原告の専売特許ではない。これらのことがもし虚偽であるなら、正確な事実を示して反論すべきである。

5)榎原氏は、岡崎氏の逝去を知らなかった。それは被告の会を設立した恩人であるにもかかわらず、「ひかり」紙上に一行たりとも掲載しなかったからである。それを知った直後に、岡崎氏宅を教えて欲しいと原告は頼まれ同道した。岡崎氏宅で哲夫氏と被害者のゆり子さんの遺影に参拝したのち、幸子夫人から岡崎氏のことなどを詳しく聞き、また資料の詰まった土蔵を見学した。

その結果、「丸山報告」まではなんら運動にかかわらず、岡崎氏ら少数の会員が灯し続けた運動の成果だけを享受している現在の役員達に、怒りを覚えたのは当然の成り行きである。その結果被告出身の役員へ文書を送ったのは、人間的感情の発露として多くの人は共感するに違いない。

原告はもともと自分の考えを被告会員に広めようなどという、大それた考えなどもっていない。「ひろまらなかつた」ことに榎原氏が不平不満を持ったというのは、被告にとって都合のいい理屈であって、合理性はない。

6)グループ名については3)で述べているので、あらためて説明はしない。原告が書きこみをしたことは認めるが、単なる感想を述べたものであり、被告のいうことはこじつけに過ぎない。

7)原告が榎原氏と面識をもったいきさつは、被告相談役の木村美佐雄氏の紹介によるものであることを再三のべている。原告から近づいて行ったことはないので、被告の主張はあたらない。

8)横田氏の件についても被告の主張を認めることはできない。マスコミに報道させるなどということは、原告にできるはずがない。原告が報道させたマスコミ名を

被告が知っているなら是非公開してもらいたい。マスコミは取材した情報を報道するか否かの判断は独自に決定するのであって、他者からの容喙によって左右される性質のものではないと、原告は理解している。それなくして表現の自由は存在しないのである。それとも被告が「報道させる」ことがあった経験をもとにそのように主張されているのであろうか。

9)山田氏については、原告準備書面(第1回)の16頁に記述したように、すでに様々な活動を経験してきた人である。(甲第45号証)原告が教えをうけても、煽動したりまして「教えこんで」などできるわけがない。そのような人間としての常識だけは原告はもっていると自負している。「マスコミに報道させる」ようなことは、山田氏にとっても無縁のことである。被告は山田氏が「報道させた」マスコミ名をしっているのであろう。それならその名前を明らかにしてもらいたい。そのような表現の自由を自ら放棄するようなマスコミは、社会から糾弾されてしかるべきものであると原告は信じている。

(3)1)榎原氏は原告と知り合う前からこのような手法はしっていた。本稿14頁で述べた通りであり、榎原氏は以前「民主商工会」にも属していたことがあり、原告と無理やり結びつけることに被告の作為が明らかにみてとれる。

2)についても1)と同様である。

3)グループというからには、そのメンバーを被告はしっているはずである。それを明らかにすべきである。

4)から9)についてはすでに原告が榎原氏横田氏、それに山田氏にたいして煽動をした事実はないことを説明しているので、再び論ずることの必要性はない。

6、の(1)1)について原告が週刊金曜日にルポを発表したことは認める。

2)については岡崎氏と山田氏がどのような行動を以前にとったかは、原告の関知することではない。しかし被告が異論を排除し、規約に則った手続きをせずに除名したことは、現在の榎原氏に対する異論排除の行動からしても察知することは容易である。その流れの中に、原告にたいする誹謗中傷記事があり、底流としてあるの

は、救済に対する批判は寸毫も許さない閉鎖的で独善的な姿がみてとれる。

原告が山田氏の依頼でルポを書いた動機を「ひかり協会と守る会を批判しようと思いついた動機」というが、文章を正確に読んでもらいたい。準備書面(第1回)13頁に書いているのは、ルポを書く動機は山田氏に頼まれてとは書いているが、「批判しようと思いついた」とは書いていない。まず資料の提供を求めて「調べてみないとなんともいえない」と書いている。被告はそれを歪曲して原告が初めから批判をたくらんだようにしている。批判になったのは、資料を調べた結果のことであり、その資料の中にはひかり協会や被告の作成した文書も多数存在していた。

例えば生活手当1級の金額が当初は50,000円で、30年後は約57,000円、その間に障害者年金は倍増して約83,000円になっているのだ。恒久対策案では「国家公務員の一般行政職並み」とあるのに、この体たらくである。これらは調べてみなければなんともいえないことであり、このような結果がでれば批判以外にどのような記述をしろというのであろうか。被害者の中で最重症者である障害者基礎年金1級受給者に支払われる生活手当が、より軽度の2級よりも低額であることを指摘することが「原告の関心は、被害者の救済とか援助とかに目がまったく向けられていない」言う神経をうたがう。被告のいう「公正なルポ」とは、事実を公表するというルポ本来の役割を否定している。

2)もう一つの2)、同じ2)が二つもあるのもおかしいことだが。

被告は「最も大切なのは、その時点で、被害者が現実におかれているところである。」というが、原告が書いたのは、2002年の山田暢子さんが置かれている現実である。

被告は「救済事業協力員」を原告が評価しないことに不満のようである。しかしひかり協会の予算全体の中で「相談事業」が占める割合をみれば1989年の8%から漸減し、02年度には3%になっている。それにつれて「救済事業協力員」の人数も増えているのである。本来の相談事業とは、専門家によるものと恒久対策案には規定されている。それらのことを総合すると、原告が記述したことは正確な事実を反

映しているといえる。

(2)1)原告が「森永告発」の会員であったことは否定しない。

2)被告全国理事会で声明をだしたことは認める。「森永告発」が団体の統一意思として「三者会談は五人委員会の再販(?)であると主張して、交渉をまとめていく守る会への対立を鮮明にした」ことを決定したことはない。「森永告発」は個人の集まりであり、訴状二の4で述べているように「組織を強調せずに個人が主体的に参加し、勝手に運動を展開した」のである。原告をひかり協会の事業を妨害した張本人として位置づけようとする被告の意図は明白であるが、具体的に原告がかかわったことを証拠をもって示されたい。

3)「森永告発」の活動によって生まれた各種の著作物、特に『砒素ミルク1』はこの事件の入門書として1万3千冊を販売した。当時の被告会員はほとんど購入して、事件の発生から現在にいたる経緯を知ることができたのである。当時としては『砒素ミルク1』以外に事件の発生から14年間の出来事を述べた著書は皆無であった。その他販売先は大学医学部小児科や、大学生協など後に被告を支援するようになった団体をこの著書によって啓発したのである。

原告は発送係を兼ねていたので、毎日のように各地あての荷造りをして、岡山駅から発送をしていた。『砒素ミルク2』は当時入手困難となっていた岡崎哲夫著による『森永ミルク事件史』を復刻したのであり、事件発生から5人委員会の斡旋案提示までの生々しい記録である。これによって事件発生当時の親たちの苦悩と被告の会を設立した秘話が初めて明らかにされたのである。これらの販売は全国の「森永告発」に参加した若い会員の努力でなされ、それによって個人団体を問わず不買運動が広まったのである。そのほかにも森永製品不買をよびかけるシール、ステッカーなどを販売し、それらはみな運動に参加した人たちの「手弁当」による自己犠牲によってなりたっている。

原告が「森永告発」を誇りにしていることを、さも犯罪組織をほこりにすると同様に被告は批判するが、実態を無視した暴言であると言わねばならない。「森永告発」



の会員ほど森永ヒ素ミルク中毒事件を社会へ広めることに貢献した団体はない、と原告は断言できる。

被告は反論の言葉に窮して、原告の行動については憶測をもって批判するが、「支援者でなく妨害者」という声明が出されたのちも、原告が「森永告発」の会員であることを承知しながら、被告の側から協力を求められていたのである。それらのことは、書証として提出した甲第 6 号証から第 16 号証によって証明済みである。被告の声明③では「守る会は、「森永告発」の行動に参加しているすべての人々を破壊者とするものではありません」とある。その中の一部の会員がビラを配布したことがあったのかもしれないが、それが本当に「森永告発」の会員であるかどうかを被告はどのように特定できるのか、またそれが原告とどのような関係があるのか明らかにする必要がある。

また「20 年たっても、森永告発にくみしていること」とは、どこを起点として 20 年といつているのか定かではない。しかし、準備書面(第 1 回)の 10 頁でも述べているように、原告は「森永告発」の運動から事実上の引退をしているのである。原告は家庭の事情が許せば、運動を続けたであろうが、それができなくなった理由を上記準備書面で書いている。「20 年たっても」原告が「くみしている」とはなにを根拠にしているのか、明らかにすべきであり、それができなければ故意に虚偽事実をもって誹謗していることになる。原告は運動を離れて後も、「森永告発」会員という名称を使うことはできないと思い、その後は著書などでは使っていない。(甲第 46 号証)これをみれば、被告の「20 年たっても」がいかに出鱈目であるから明らかである。

4)原告が被告に対して恨みを募らせている、という被告の主張には根拠がない。そのことについては、これまで述べてきたことで充分であろう。被告の構成員は親から被害者本人にかわって、「原告の活動を知る者はほとんどいない」というが、原告が被告機関紙「ひかり」の発送作業をうけもっていた 1977 年当時、被害者本人の会は「森永ヒ素ミルク中毒「被害者」の会」と称していた。その後名称を変更して

「太陽の会」になったが、両者に対して原告は「図書購入を目的とする」ことに賛同して「ひかり」送料のうちから計五万円をカンパし、その後は岡崎氏の要請により『森永砒素ミルク闘争二十年史』を寄贈している。

被告は当時「太陽の村建設運動」を展開していたので、原告はそれにもカンパを惜しまなかった。「ひかり」送料の実費を差し引いた残りは、すべて被告関係にカンパしている。「ひかり」送料手数料は毎月2万円弱になり、それが原告の手に渡れば「妨害者」の活動資金にならぬとも限らない。そのような利敵行為と同様なことをしたのは、原告を「妨害者」と認識していなかったことの証明である。

被告は「ひかり460号」のなかで「かつての森永告発のことをよく知っている親族活動家がほとんどいなくなる時期をまって活動を再開している」とのべている。ここで言う親族活動家とは親達のことであろうが、甲第9号証の「第60回拡大常任理事会決定に伴う諸事務の処理に関するご依頼」で原告に対する手数料の支払いが決まり、この会に出席していたのは、被告のいう「親族活動家」である。彼らは「よく知っていて」原告に手数料を払うことを全会一致で決定したのである。

(3)被告が混乱するのは、実際は十分な救済が行われていないのに、それをいかにも充分らしくしているごとく、糊塗することにつとめた結果による混乱である。

1)人権擁護委員会への申立の取り扱いにはさまざま段階があり、もし充分救済が行われていると判断されると、調査までいかないとされている。時間をかけて調査することは、それだけ救済が実行されているかどうか疑わしいと、擁護委員が判断したからにちがいない。そのために混乱するのは自業自得というほかない。それを原告のせいにするのはお門違いというものである。

2)公害調停の窓口電話で問い合わせた折に、「森永ヒ素ミルク事件は公害調停では取り扱わない」と云われたにすぎない。そのことを「破壊」と結び付けることこそおかしいのではないだろうか。

3)柚木議員に関しては甲第34号証から甲第38号証までの証拠を提出して、被告の主張がいかにも歪曲されているかを証明している。これら原告の行動が被告に混乱を

あたえた、との主張は根拠のないものである。被告は被害者救済がいかに成功しているかということを通大に宣伝してきた手前、外部からの批判に神経過敏になっている。その化けの皮がはがされることに恐れをいだき、自らが混乱していることを、他に転嫁しているにすぎない。

5、被告が「ひかり 460 号」に掲載したことは、すべて事実を反し原告の社会的信用を著しく低下させるものである。

第三、原告より被告に釈明をもとめた原告第 1 回及び第 2 回の各々の準備書面における求釈明に、すみやかに釈明されることをもとめる次第である。

#### 第四、求釈明

1、原告が上げた煽動の要件である A から D までの説明が、横田氏ならびに山田氏については十分なされていない。これを明らかにされたい。

2、被告は原告が榎原氏のホームページに「実行率 1 割」と書いたことが誹謗中傷にあたると主張する。それでは恒久対策案に規定され「具体的対策」として列挙されている、約 30 項目それぞれの実施状況を数字によって明らかにされたい。

3、被告は準備書面(3)の 5 の(2)8「マスコミに報道させる」と書き、いかにも原告がマスコミに圧力をかけて報道させたごとく印象づけている。被告に、そのマスコミ名と報道を強いられた記者あるいは担当者名を明らかにされたい。

4、準備書面(3)の 5、(3)9山田氏について「報道させた」マスコミ名と記者名を明らかにされたい。

5、準備書面(3)の 5、(3)4被告総会で「妨害行動をし、そのことを新聞社へ連絡した」という社名と連絡をうけた記者名を明らかにされたい。

6、準備書面(3)の 5、(3)8で横田氏についても「報道させた」マスコミ名と記者名を明らかにされたい。

7、平成 16 年 5 月 6 日、原告が岡山県の公害調停窓口に問い合わせたという事実は否定しないが、そのような情報を他へもらすことは「公務員の守秘義務違反」のおそれがある。その事実を確かめるために、当該公務員の名前を明らかにされたい。

8、原告が平成 19 年、柚木衆議院議員へ働きかけ「森永の被害者は救済されていない」という質問主意書を提出させようとしたと被告はいうが、その「質問主意書」の内容を明らかにされたい。

9、榎原氏が被告の「運動方針や救済事業について理解や知識がなかった人」であったと被告は断定するが、その根拠を明らかにされた。

10、榎原氏にたいする侮辱的言辞と、僅か一字の「氏」という敬称を省いた呼び捨てについては、看過できない差別的表現であると認識する。榎原氏に対して、他の諸氏と比べてなぜこれほど人権無視をするのか、それを明らかにされたい。